

第1章 事業別の医療体制の整備・充実

第1節 総合的な救急医療

1 現状・課題

【現状】

- ・供給側（医療体制）では、医師の高齢化、医師の働き方改革による勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始、医師・診療科の偏在等により、救急医療を担う医師の絶対数が不足しています。
- ・需要側（患者・家族等）では、少子化、核家族化、夫婦共働き、高齢化といった社会情勢等の変化を背景に、より一層、地域で安心して生活するために必要な医療が必要なときに提供される医療環境へのニーズが高まっています。

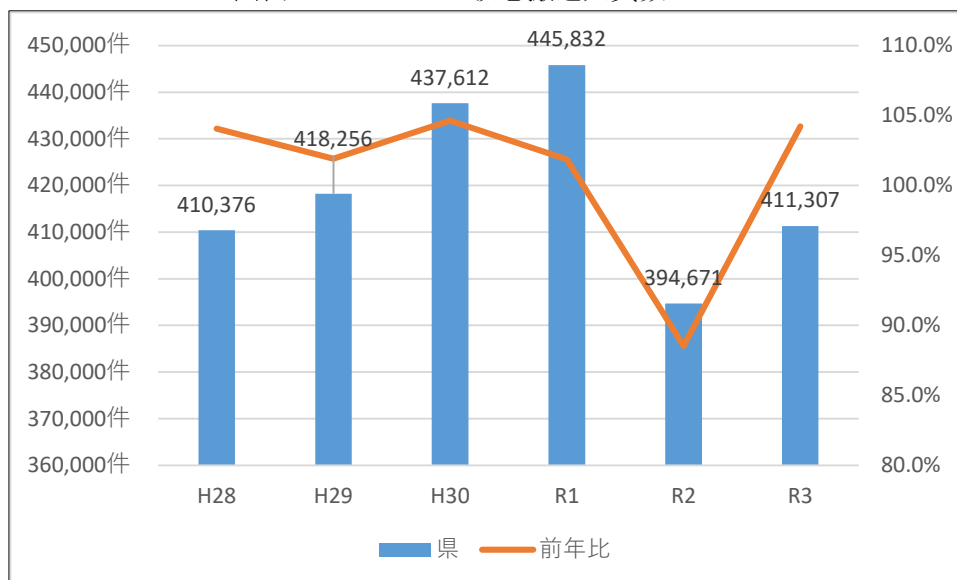
【課題】

- ・今後、さらに供給側と需要側間のミスマッチが拡大する懸念があることを踏まえ、県における救急医療体制を強化し、持続可能なものとするために、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療のさらなる機能分化・連携を推進し、病状に応じた適切な医療が必要なときに受けられる救急医療体制を確保する必要があります。

(1) 救急搬送の状況

- 神奈川県内における令和3年の救急搬送人員数は、411,307件と東京都、大阪府に次ぐ全国3位です。令和元年には、445,832件となり、新型コロナウイルス感染症の流行以前は、救急搬送人員数が年々増加している状況です。（図表2-1-1-1）

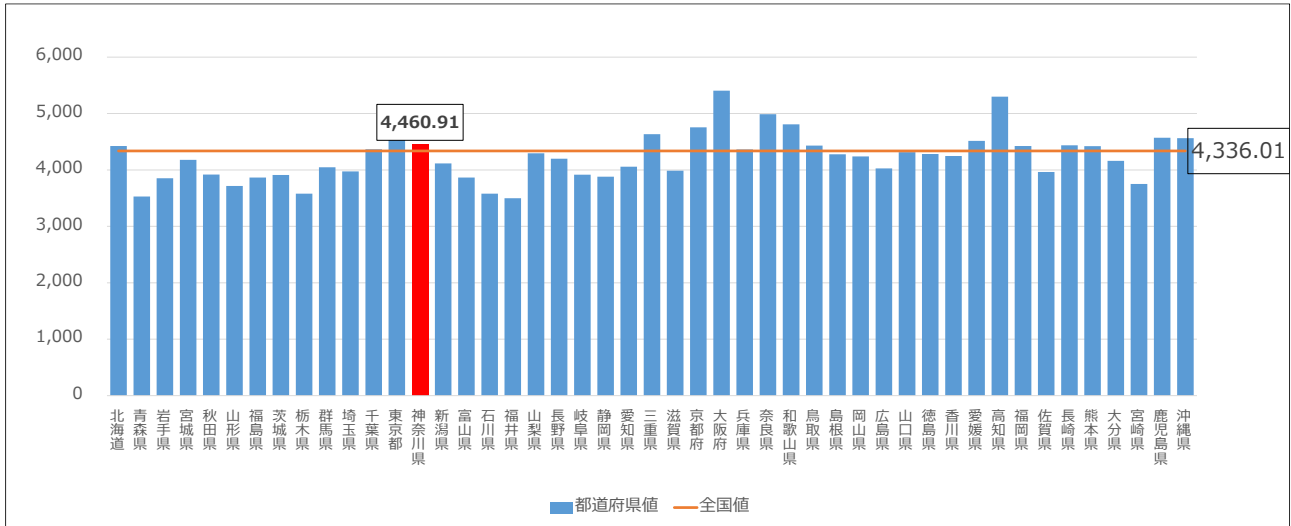
図表2-1-1-1 救急搬送人員数



(出典) 消防庁「救急救助の現況」

- 令和3年の救急患者搬送数を人口10万対の値で見ると、本県は4,460人で、全国平均である4,336人を大きく超えるものではありません。（図表2-1-1-2）

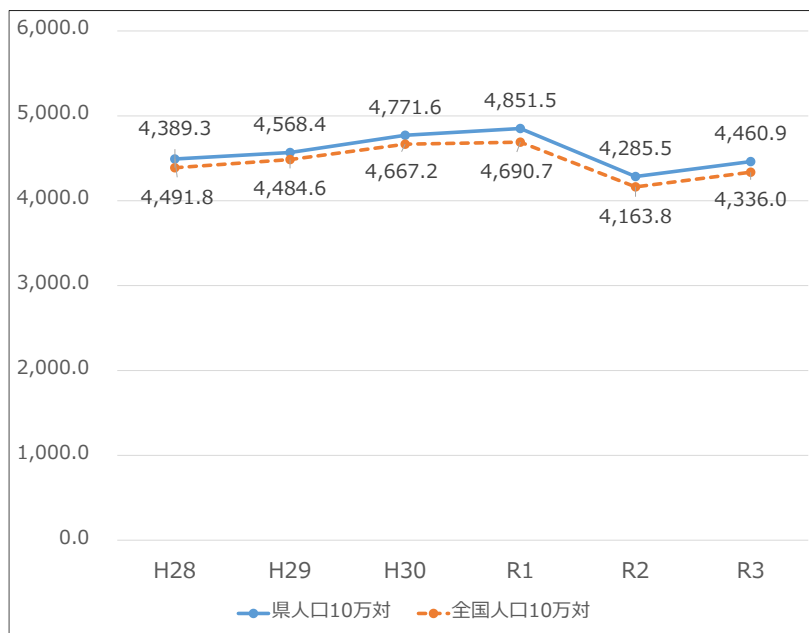
図表 2-1-1-2 令和3年 救急患者搬送数（人口10万対）



（出典）消防庁「救急救助の現況」
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

- 救急搬送人員数の人口10万対の値については、全国と本県は、経時的にはほぼ同様の傾向となっています。（図表 2-1-1-3）

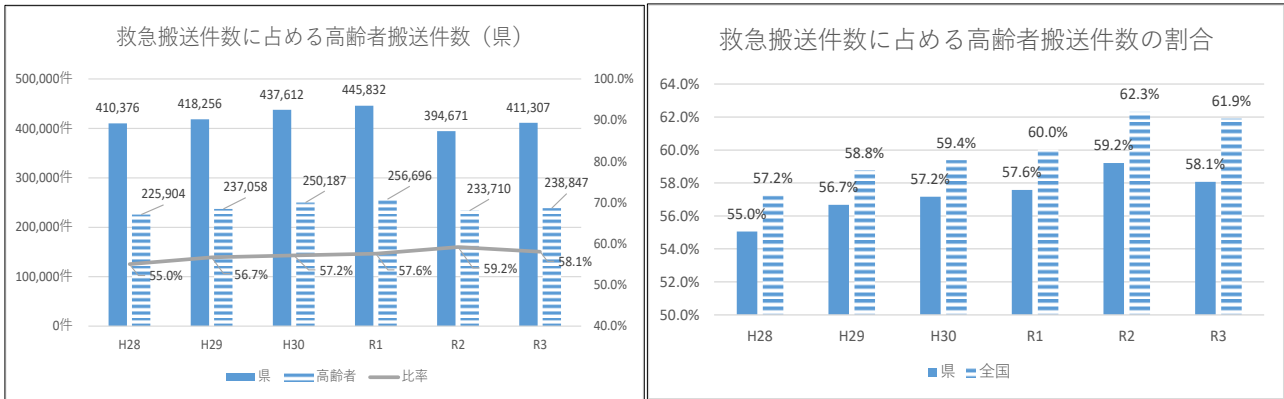
図表 2-1-1-3 救急搬送人員数 全国との比較（人口10万対）



（出典）消防庁「救急救助の現況」
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

- 令和3年の救急搬送件数に占める高齢者搬送件数は、238,847件となっており、救急搬送人員数全体の58.1%を占めています。全国では、高齢者搬送件数が61.9%を占めており、高齢化の進展により高齢者搬送の割合が高まっています。（図表 2-1-1-4）

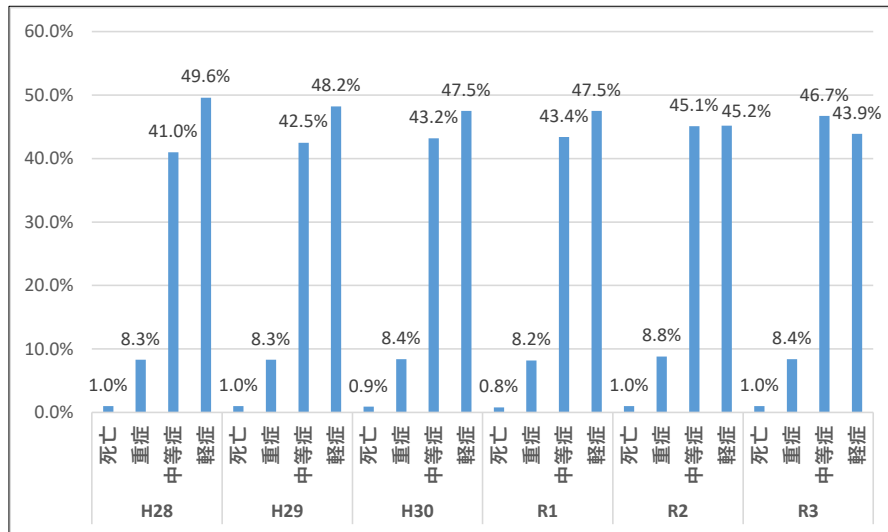
図表 2-1-1-4 救急搬送件数に占める高齢者搬送件数と高齢者搬送件数の割合



(出典) 消防庁 「救急救助の現況」

- 本県は、今後も、高齢化の進展で、救急搬送件数は増加し、救急搬送に占める高齢者の割合もさらに高まることを見込まれることから、救急搬送における高齢者への対応が必要となります。
- また、本県の令和3年中における傷病程度別の搬送人員の構成比としては、軽症（※1）患者の割合が43.9%、中等症（※2）の割合が46.7%を占めており、軽症・中等症の割合が90.6%を占めています。（図表2-1-1-5）

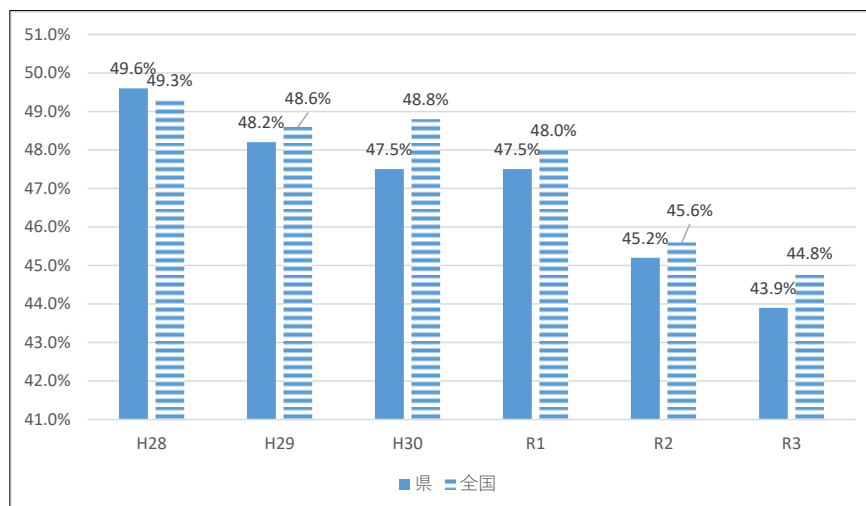
図表 2-1-1-5 傷病程度別搬送人員構成比



(出典) 消防庁 「救急救助の現況」

- 救急搬送人員に占める軽症患者の割合は、本県、全国ともに低下傾向にあります。この中の一部には、不要不急にもかかわらず安易に救急車を利用している例も散見され、軽症・中等症患者の流入により、救急搬送される重篤（※3）・重症（※4）患者に対する救急医療の提供に支障が生じています。（図表2-1-1-6）

図表 2-1-1-6 救急搬送人員に占める軽症患者の割合



(出典) 消防庁 「救急救助の現況」

- 本県では、救命救急センターへの患者搬送システムとして、平成 14 年 7 月からドクターヘリ（※ 5）を東海大学医学部附属病院に配備しています。平成 19 年 9 月からは高速道路における運用を開始するとともに、平成 26 年 8 月からは県と山梨県及び静岡県との 3 県で広域連携体制を構築し、互いの県境を越えて相互に支援を行っています。

ドクターヘリ搬送実績

(件)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
212	213	222	217	176	172	170

(出典) 県医療課調査

- ドクターヘリに関して、現状では、ヘリコプターの特性を活かした重篤・重症患者の搬送は適正に行われています。さらなる救命率の向上を図るため、トリアージ（※ 6）、出動要請及び出動決定が適切に行われることが必要です。

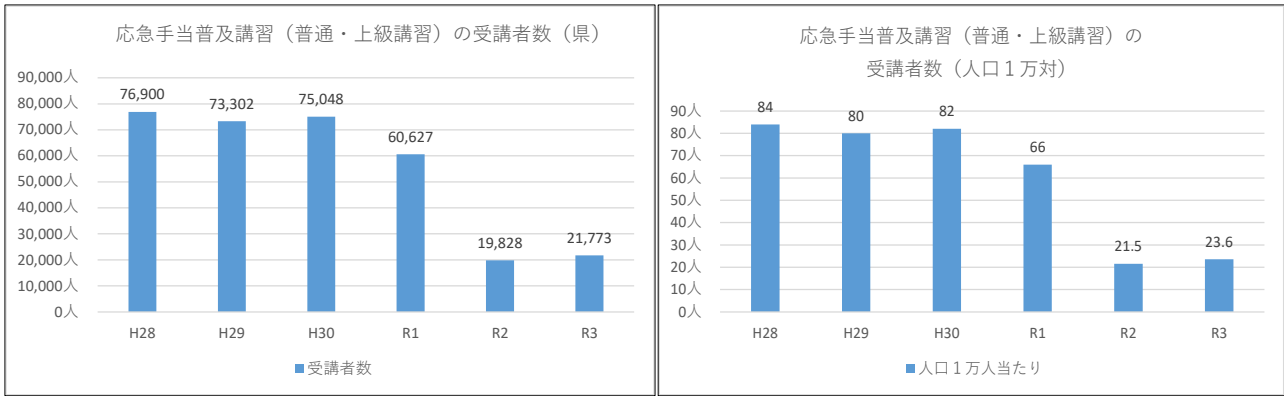
(2) 救急医療提供体制

ア 病院前救護活動

(ア) 救急蘇生法の普及

- 令和 3 年の県内の応急手当普及講習（普通・上級講習）の受講者数は 21,773 人で、人口 1 万人当たり 23.6 人が受講しており（図表 2-1-1-7）、令和 5 年 6 月現在、県内に設置された自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）は、19,644 台あります。

図表 2-1-1-7 応急手当普及講習（普通・上級講習）の受講者数

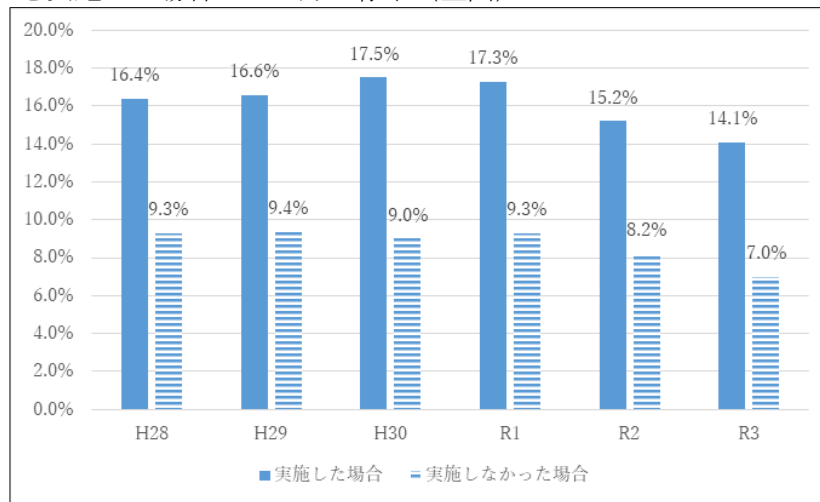


（出典）消防庁「救急救助の現況」

- 救命率の向上を図るため、県民による心肺蘇生など応急手当の実施や、自動体外式除細動器（AED）の使用法の普及、設置場所の周知が必要となります。
- 全国における令和3年の一般市民が目撃した心肺機能停止のうち心肺蘇生（除細動含む。）を実施した場合の1か月生存率は14.1%、実施しなかった場合は7.0%と約2.0倍の差があり、現場に居合わせた人の心肺蘇生行為等が救命率の向上に大きく寄与しています。（図表2-1-1-8）

図表 2-1-1-8

一般市民が目撃した心肺機能停止のうち心肺蘇生（除細動含む）を実施した場合の1か月生存率（全国）

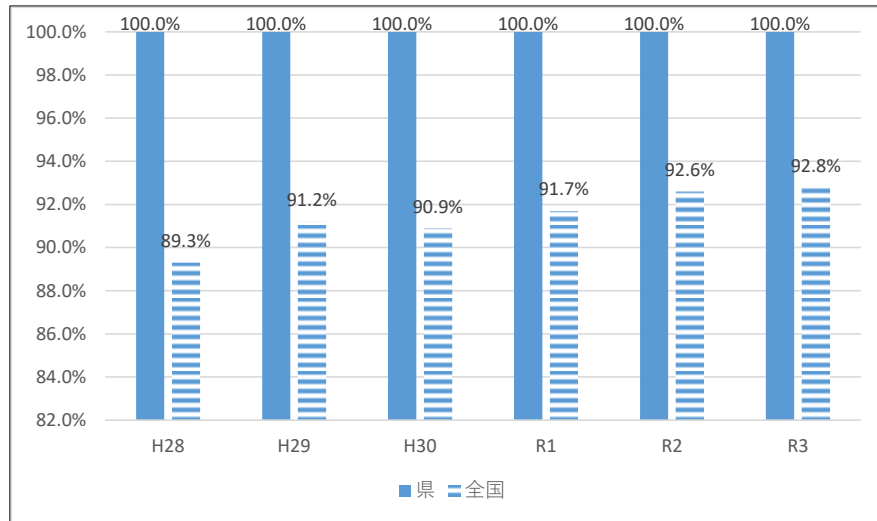


（出典）消防庁「救急救助の現況」

(イ) 消防機関による救急搬送体制及びメディカルコントロール（※7）体制

- 令和3年4月1日現在、県内の救急隊のうち常に救急救命士が同乗している割合は100%であり、全国の92.8%よりも高い割合となっていますが、救急搬送件数が全国でも多い状況であるため、今後も消防機関による救急搬送体制をより一層強化する必要があります。（図表2-1-1-9）

図表 2-1-1-9 救急隊のうち常に救急救命士が同乗している割合



(出典) 消防庁「救急救助の現況」

- 病院前救護活動における救急救命士が実施する医行為の質を確保する観点から、県メディカルコントロール協議会と県内5地区に各地区メディカルコントロール協議会が設置されています。
- 今後、救急救命士の業務範囲の拡大や高度化への適切な対応や質の向上、救急救命士が適切な活動を実施するためのメディカルコントロール体制の強化・充実のための具体策についての検討が必要です。

(ウ) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定

- 傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決定されないことがある問題を解消するため、「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を平成23年3月に策定し、平成24年2月には「妊産婦にかかる基準」、平成25年3月には「精神疾患を有する傷病者の身体症状にかかる基準」、平成25年6月には県内すべての地域において「受入医療機関確保基準」を策定しました。
- 高齢化の進展に伴い、救急搬送に占める高齢者の割合が高まるなか、今後増加する高齢者救急に対応していくため、多臓器・多疾患の患者特性を踏まえた効率的な救急搬送と受入医療機関の確保が必要となります。

イ 初期救急

- 比較的軽症の患者を対象とした初期救急医療の体制については、休日夜間急患診療所等及び在宅当番医制(※8)により実施しており、医科で17市1町に所在しています。

休日夜間急患診療所 導入市町村数及び箇所数

市町村数	箇所数	患者数
17市1町	47箇所	149,770人

(出典) 県医療課調査(令和4年4月1日現在)

- 県内の救急医療体制を持続的に確保する観点から、救急搬送を必要としない軽症患者の診療を行っている休日夜間急患診療所等は重要ですが、医師の高齢化等により、輪番当直医の確保が困難になっています。また、今後、医師の働き方改革への

対応等により、医療資源の効率的な活用がより重要となることから、対応が必要な方のアクセスを考慮した市町村・地域単位での持続的な初期救急医療提供体制の確保が課題です。

- また、本県では、内科・小児科を主体とする初期から二次までの救急医療体制では対応が難しい耳鼻咽喉科及び眼科救急患者に対応するため、県内を6ブロックに分け、休日（日中）において休日夜間急患診療所及び在宅当番医制による初期救急医療を独自に実施しています。
- しかし、医師の高齢化等により、耳鼻咽喉科及び眼科においても、休日夜間急患診療所等における輪番当直医の確保が困難になっており、持続的な初期救急医療体制の確保が課題となっています。

ウ 二次救急

- 緊急の入院や手術が必要な患者を対象とした二次救急医療の体制については、病院群輪番制（※9）（14ブロック）及び救急病院等の認定（※10）を受けた計187医療機関（令和5年4月1日現在）により実施しています。

二次救急医療機関数 (機関)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
187	184	180	181	182	186	187	187

(出典) 県医療課調査

- 病院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日でないにもかかわらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があり、輪番制の実態が伴っていない地域もあります。医師の働き方改革への対応等により、医療資源の効率的な活用がより重要となることも踏まえ、今後は、活動の実態に即して、救急医療機関としての役割を評価していく必要があると考えられます。
- また、地域完結型医療（※11）を推進していくため、三次救急医療機関との機能分化・連携を推進していくとともに、二次救急医療体制を強化するための二次救急医療機関の量的確保と質の充実（救急機能の底上げ）が課題です。
- 二次救急医療機関の「出口問題」（※12）については、在宅復帰が困難な医療必要度が高い患者の長期療養の受け皿となる医療・介護施設の質の充実と連携強化が課題です。

エ 三次救急

- 高度で特殊・専門医療が必要な重篤・重症患者を対象とした三次救急医療の体制については、大学病院をはじめとする21箇所（令和5年4月1日現在）の救命救急センターで、24時間体制で高度・専門的な医療を提供しています。
- 救命救急センターの整備方針としては、原則として二次保健医療圏に1箇所とし、地域の実情に応じて複数配置も考慮することとしており、平成29年4月の指定により全ての二次保健医療圏に救命救急センターが配置されています。

救命救急センター数

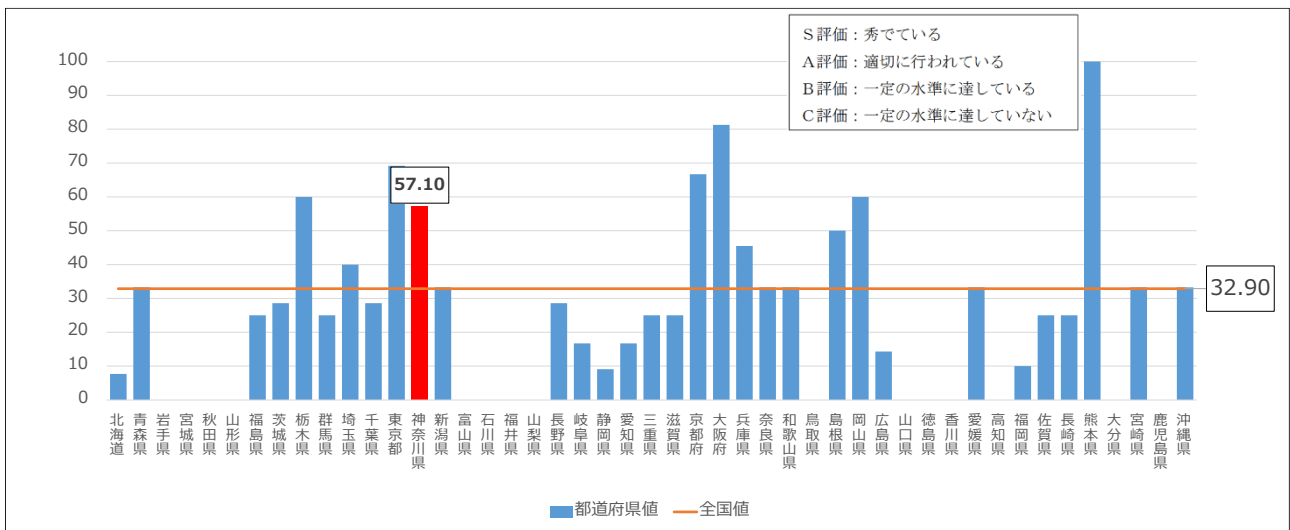
(箇所)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
19	21	21	21	21	21	21

(出典) 県医療課調査

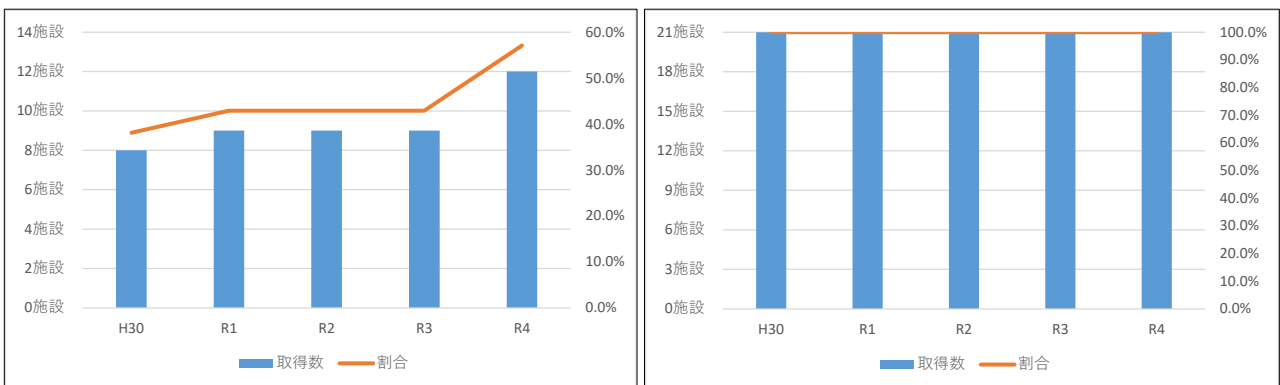
- 現在、全ての二次保健医療圏に救命救急センターが配置されているため、今後は、センター機能の質の充実が課題であるとともに、国の救命救急センターの充実段階評価の見直しも踏まえ、県の救命救急センターの指定などについて、地域の二次・三次救急医療機関との機能分化・連携等の視点などを考慮した見直しを行うことが必要です。(図表 2-1-1-10)

図表 2-1-1-10 救命救急センター充実段階評価Sの割合 (人口10万対)



(出典) 厚生労働省「救命救急センターの評価結果」(令和3年)

救命救急センター充実段階評価Sの割合(県) 救命救急センター充実段階評価A以上の割合(県)



(出典) 厚生労働省「救命救急センターの評価結果」

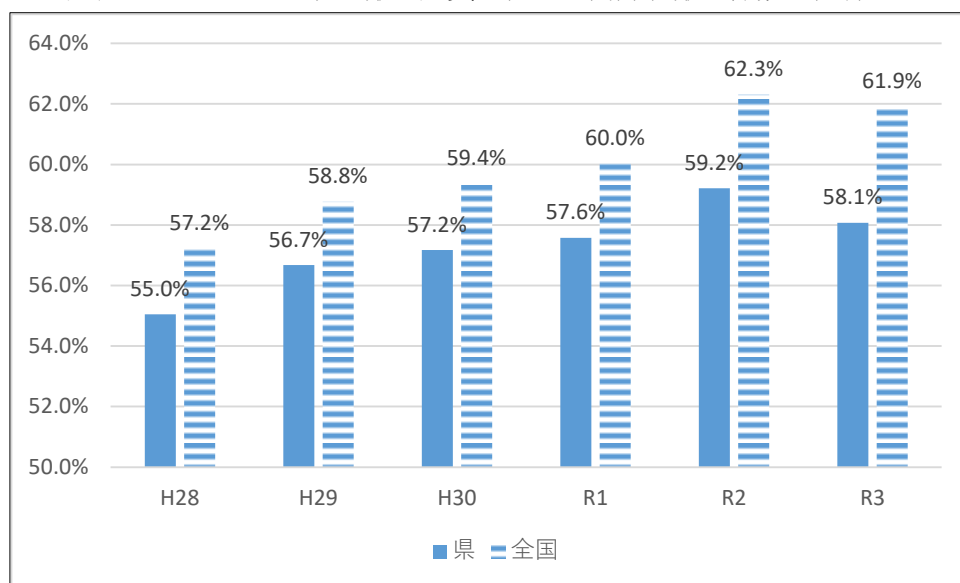
- また、救命救急医療の進歩に伴い高度化・専門化が進んでおり、特に脳・心血管疾患については迅速な医療へのアクセスが要請されることから、発症から入院医療の提供までを含めた総合的な診療機能体制の整備も必要です。
- 救命救急センターの「出口問題」についても、二次救急同様、在宅復帰が困難な医療必要度が高い患者の長期療養の受け皿となる医療・介護施設の質の充実と連携強

化が課題です。

オ 高齢者救急

- 救急搬送された高齢者についてみると、令和3年には搬送件数が238,847件で、救急搬送件数全体の58.1%を占めています。【再掲】
- 全国の令和3年の高齢者搬送の平均割合は61.9%となっており、全国と比べると本県はやや低い割合となっていますが、平成29年の56.7%と比較すると、高齢者搬送の割合は高まっています。(図表2-1-1-11)

図表2-1-1-11 救急搬送人員に占める高齢者搬送件数の割合



(出典) 消防庁「救急救助の現況」

- 高齢化の進展に伴い、今後も高齢者の脳・心血管疾患の初発による入院件数の増加や在宅・介護施設等の患者の急病による「時々入院」(※13)の増加が見込まれます。そのため地域消防機関の救急搬送資源や、在宅療養(後方)支援病院(※14)などの緊急時の入院受入れに対応できる医療機関を確保していく必要があります。

(3) 県民への普及啓発・情報システムの活用

ア 県民への普及啓発

- 令和3年における県内傷病程度別の搬送人員の構成比は、軽症患者の割合が43.9%、中等症患者の割合が46.7%を占めており、軽症・中等症患者の割合が全体の90.6%を占めています。(参照：図表2-1-1-5)
- この中の一部には、不要不急にもかかわらず安易に救急車を利用している例も散見され、軽症・中等症患者の流入により、救急搬送される重篤・重症患者に対する救急医療の提供に支障が生じています。【再掲】
- 医師の働き方改革への対応等により、医療資源の効率的な活用がより重要となることも踏まえ、救急医療体制に関する理解や適切な医療機関の選択等に係る適正受診の促進(県民の意識の向上)が必要です。
- また、全ての県民が安心して地域で暮らせるよう、患者や家族が身近に相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」などを持つ

ことを通じて健康寿命の延伸のためのセルフメディケーション（※15）の必要性を認識してもらうことが課題です。

イ 情報システムの活用

- 本県では、救急関係機関（医療機関、消防本部(局)等）が常時、応需情報（※16）を閲覧できるよう、神奈川県救急医療情報システム（ウェブサイト）を運用しています。
- また、神奈川県救急医療中央情報センターにおいて、救急関係機関に対し、患者搬送に必要な情報を24時間体制で提供するとともに、救急患者搬送先選定の代行にも取り組んでいます。令和4年度の救急医療情報システム利用件数は144,867件で、神奈川県救急医療中央情報センターにおける令和4年度の電話照会受付件数は2,509件となっています。

救急医療情報システム利用件数 (件)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
150,485	148,062	231,210	310,386	307,258	148,508	144,867

(出典) 県医療課調査

電話照会受付件数 (件)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
4,306	3,864	3,568	3,171	1,961	2,521	2,509

(出典) 県医療課調査

- 神奈川県救急医療情報システム及び神奈川県救急医療中央情報センターについては、救急患者の症状に応じた円滑な患者搬送に資するため、今後も精度の高い応需情報の収集・提供が必要となります。

2 施策の方向性

<めざす方向（最終目標）>
心肺機能停止患者の社会復帰率の向上

<目標の達成に向けた施策の方向性>
◆円滑で適切な病院前救護活動が可能な体制
◆重症度などに応じた救急医療提供体制の整備
◆適切な救急利用の促進

(1) 円滑で適切な病院前救護活動が可能な体制

- 救急医療における応急手当は、救命率の向上につながります。そのため、県民による応急手当が救急現場においてさらに実施されるよう、県は、自動体外式除細動器（AED）を用いた救急蘇生法講習会の実施や救急蘇生法の普及・啓発を行います。
- 県は、救急救命士がより適切に活動できるよう救急救命士の業務範囲の拡大等、救急業務の高度化の対応のために、救急救命士の再教育のさらなる検討を行い、適切な再教育を実施します。
- 県は、医師による救急隊への「指示・指導・助言」、「事後検証」、「再教育」を柱とす

るメディカルコントロール体制のさらなる充実を図ります。

- 県は、高齢化の進展に伴い増加する高齢者救急に適応した救急搬送体制や、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療が適切に提供されるための救急搬送のあり方について、関係機関と検討します。
- ドクターヘリの安定的な運用を図るため、県は、適切なトリアージ、出動要請及び出動決定のもとに運航できる体制を強化します。また、広域連携体制についても、効率的な運用を図るため、関係者と協議を行っていきます。

(2) 重症度などに応じた救急医療提供体制の整備

ア 初期救急

- 軽症患者の二次・三次救急医療機関への流入を少なくするため、県は、休日夜間急患診療所等による初期救急機能の強化や、軽症患者の適正受診を促進するための啓発等を行い、二次・三次救急医療機関の診療負担の軽減を図ります。
- 医師の働き方改革を進めつつ、休日・夜間帯においても初期救急へのアクセスが確保されるよう、県は、引き続き、休日夜間急患診療所等を市町村・地域単位で確保するための初期救急医療の提供に必要な支援等を行います。
- 県は、耳鼻咽喉科救急・眼科救急について、現行の体制を維持しつつ、輪番当直医の診療負担を軽減するため、地域の医療需要に適応した効率的な初期救急体制について検討します。

イ 二次救急

- 県は、医師の働き方改革を進めつつ、病院群輪番制に参加する医療機関を市町村・地域単位で確保するための二次救急医療機関等に対する救急医療の提供に必要な支援等を行います。
- 県は、二次救急医療機関等に対する耐震整備事業等の国庫補助を活用し、二次救急機能の量的確保と質の充実を図ります。
- 県は、二次救急医療機関の「出口問題」について、高齢化の進展に伴う独居高齢者のさらなる増加等を踏まえ、在宅復帰が困難な医療必要度が高い患者の長期療養の受け皿となる医療・介護施設の質の充実と連携強化に向けた取組を検討します。

ウ 三次救急

- 現在、全ての二次保健医療圏で救命救急センターが配置されているため、今後県では、センター機能の質の充実に向けた取組について検討します。
- 県は、救命救急センターの国の充実段階評価の見直しに伴い、県の救命救急センターの指定などについて、地域の二次・三次救急医療機関との機能分化・連携等の視点などを踏まえて見直しを検討します。
- 県は、救命救急センターの「出口問題」について、高齢化の進展に伴う独居高齢者のさらなる増加等を踏まえ、在宅復帰が困難な医療必要度が高い患者の長期療養の受け皿となる医療・介護施設の質の充実と連携強化に向けた取組を検討します。

エ 高齢者救急

- 高齢化の進展に伴う高齢者救急の増加に対応するため、県は、引き続き二次救急医療機関等を中心に急性期治療経過後のリハビリテーション機能を担う回復期リハビリテーション病棟や在宅等急病時の入院受入れ機能を担う地域包括ケア病棟への

転換を促進し、高齢者救急における地域完結型医療を推進します。

- 県は、在宅・介護施設等の患者の急病による「時々入院」が、在宅医療を担う診療所との病診連携のもと、地域内で切れ目なく完結されるよう、緊急時の入院受入れ機能を担う在宅療養（後方）支援病院の量的確保を推進します。
- 県は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療が患者・家族、医療・介護提供者の合意形成のもと適切に提供される医療体制のあり方について議論を深め、実施方策を含め検討していきます。

(3) 適切な救急利用の促進

- 県は、将来において質の高い医療を安心して受けられるようにするため、県民に、医師の働き方改革の必要性を認識してもらい、救急医療体制に関する理解や適切な医療機関の選択等に係る適正受診の促進を図ります。
- 県は、患者や家族が身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことを通じて健康寿命の延伸のためのセルフメディケーションの必要性を認識してもらい、県民が主体的に医療に関わっていくよう、普及啓発に取り組みます。
- 二次・三次救急医療機関への軽症患者の受診を抑制し、休日夜間急患診療所等の初期救急機能が効率的かつ効果的に発揮されるよう、適正受診の促進に資する救急医療電話相談事業（#7119）（※17）について、県が実施主体となって、市町村や関係団体と調整を行うことにより、早期の全県展開を目指します。
- 県は、神奈川県救急医療情報システムを引き続き運用し、救急関係機関への応需情報の提供を続けるとともに、情報精度の向上など機能の充実に努めます。
- 県内の救急医療体制の機能分化・連携を支援するため、県は、神奈川県救急医療情報システム及び神奈川県救急医療中央情報センターの医療資源をより有効活用できる方策について検討します。

=====

■用語解説

※1 軽症

入院の必要がないもの。

※2 中等症

生命の危険はないが、入院の必要があるもの。

※3 重篤

生命の危険が切迫しているもの。

※4 重症

生命に危険があるもの。

※5 ドクターヘリ

医師、看護師が同乗し患者を搬送する救急専用のヘリコプターのこと。

※6 トリアージ

最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること。

※7 メディカルコントロール

救急現場から医療機関への搬送途上において、救急救命士を含む救急隊員の応急処置の質を医学的観点から保障すること。

※8 在宅当番医制

地区医師会に所属する医療機関等が、当該地区医師会の区域において、休日、夜間に交代で自院にお

いて初期救急患者の診療を行うこと。

※9 病院群輪番制

救急車による直接搬送や、かかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための制度。各市や地域単位で、休日や夜間に対応できる医療機関が日を決めて順番に担当する輪番制で対応。

※10 救急病院等の認定

医療機関（病院及び診療所）から都道府県知事に対して、救急業務に関し、協力する旨の申し出があったもののうち、「救急病院等を定める省令」に基づき、都道府県知事が認定・告示すること。

※11 地域完結型医療

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制。

※12 出口問題

二次・三次救急医療機関に搬送された患者が救急医療用の病床を長時間使用することで、新たな救急患者の受け入れが困難になること。具体的には、急性期を乗り越えたものの、重度の脳機能障害の後遺症がある場合や合併する精神疾患によって一般病棟では管理が困難である場合、さらには人工呼吸管理が必要であること等により、自宅への退院や他の病院への転院が困難となっている。

※13 時々入院

在宅療養の過程において、生活習慣病等に起因する心臓・肺・肝臓等の慢性疾患は、時々重症化しながら、徐々に機能が低下していくコースをたどるため、時々急性増悪による入院対応が求められる。

※14 在宅療養（後方）支援病院

在宅療養支援病院（許可病床 200 床未満）、在宅療養後方支援病院（許可病床 200 床以上）は、施設基準に位置付けられた病院で、在宅療養において、24 時間連絡を受ける体制、24 時間の往診・訪問看護体制（在宅療養後方支援病院を除く。）、緊急時の入院体制を確保するなど、在宅医療を担う診療所との病診連携が行われている医療機関。

※15 セルフメディケーション

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

※16 応需情報

手術の可否、空床の有無等、診療依頼に応じられるか否かの情報。

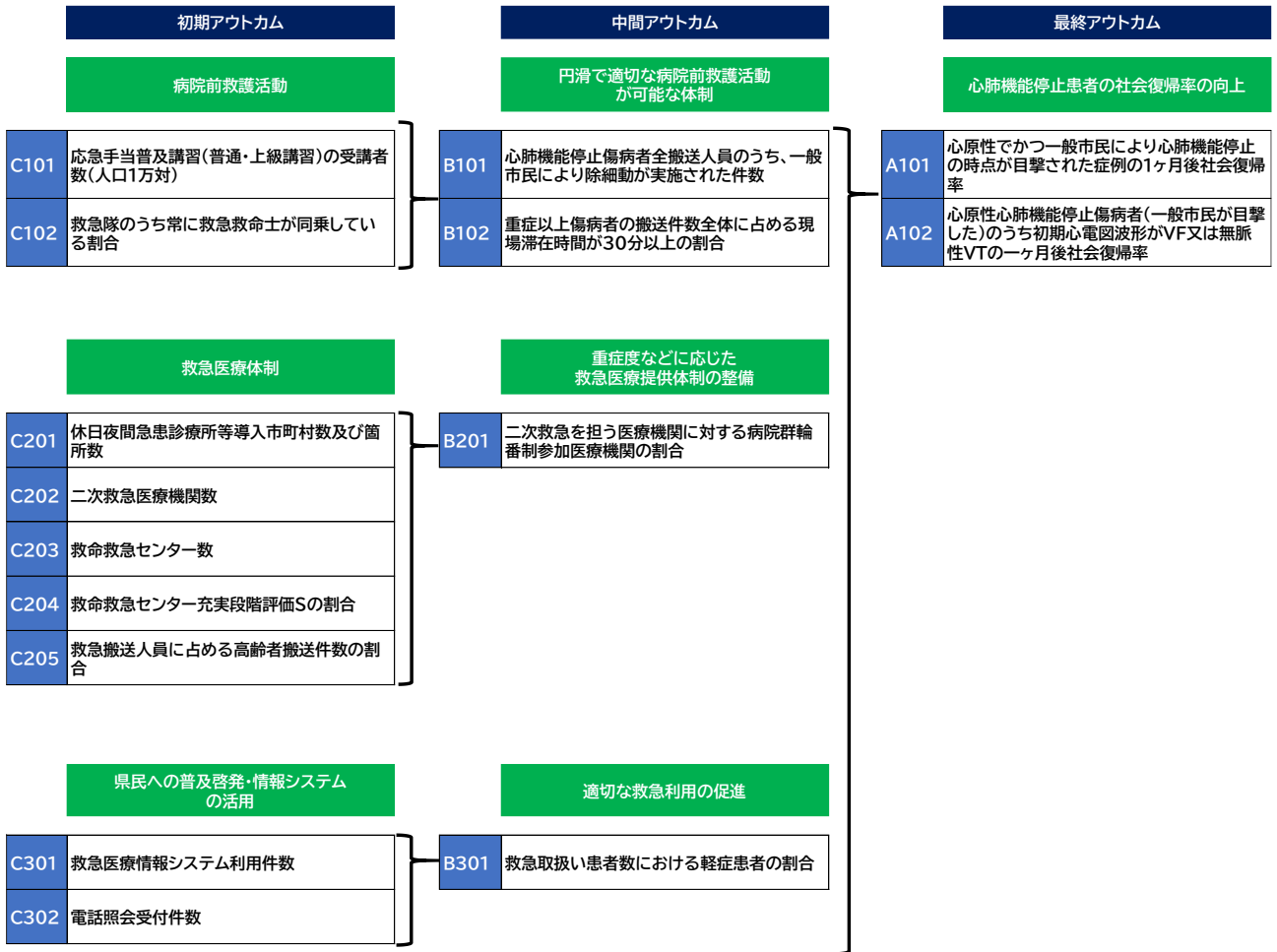
※17 救急医療電話相談事業（#7119）

総務省消防庁が推進する、共通の短縮ダイヤル「#7119」を使用し、医師、看護師、相談員等が、すぐに救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか等の医療相談、受診可能な医療機関案内等、判断に悩む住民（全年齢）からの相談に助言を行う 24 時間 365 日の救急電話サービス。

=====

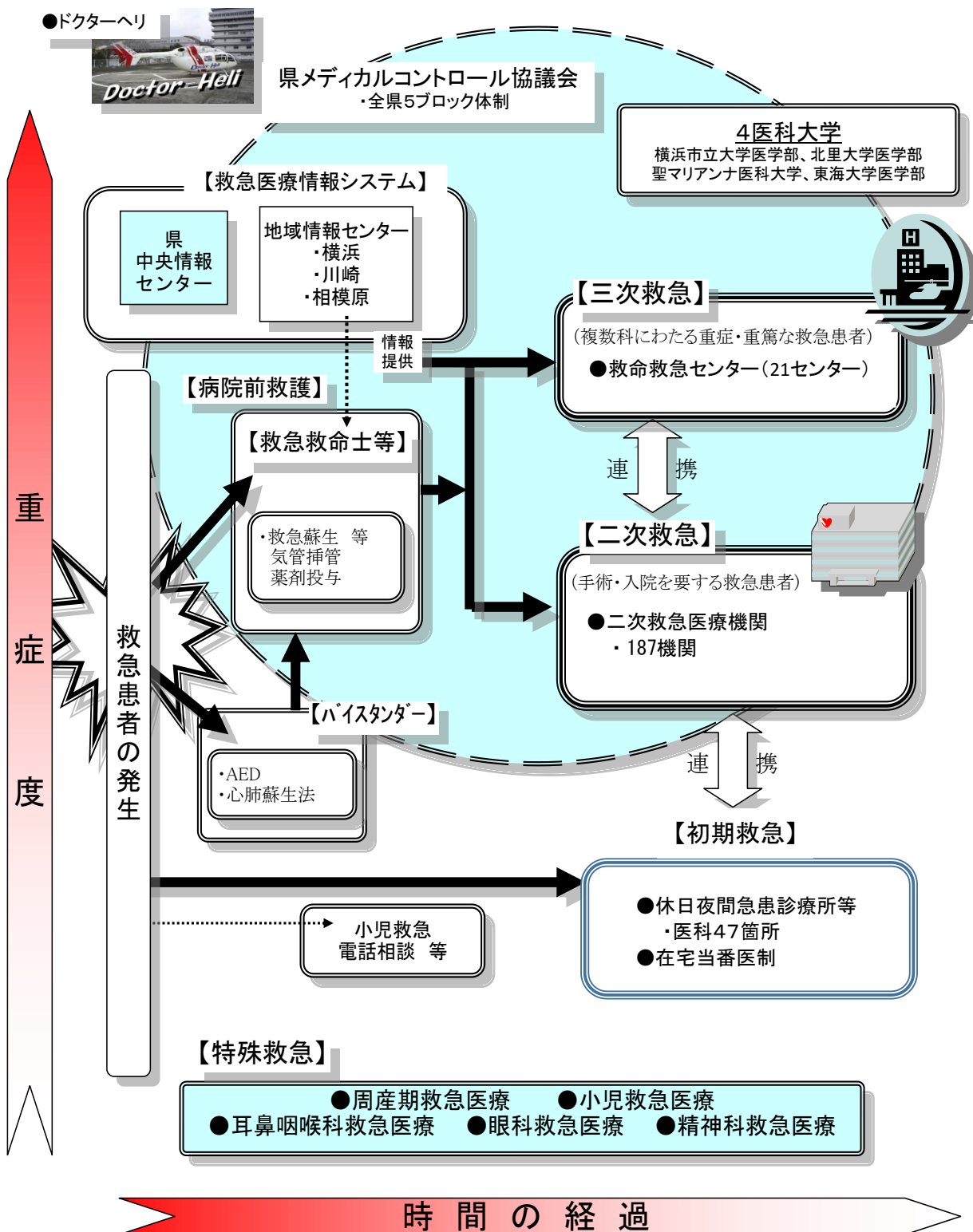
3 ロジックモデル

※達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」は次のとおりです。



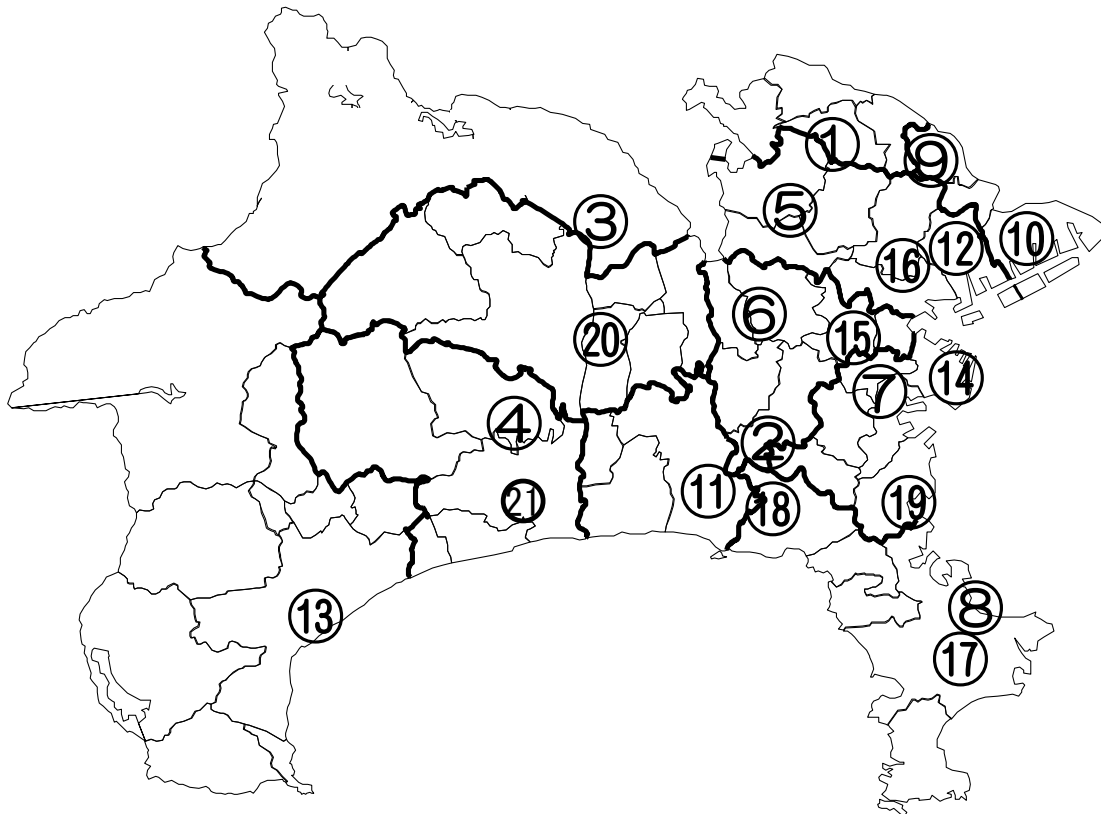
4 指標一覧

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和 11 年度)
初期	C101	応急手当普及講習(普通・ 上級講習)の受講者数(人 口1万人対)	消防庁「救急救助の 現況」	23.6 人 (R3)	78 人
	C102	救急隊のうち常に救急救 命士が同乗している割合	消防庁「救急救助の 現況」	100% (R3)	100%
	C201	休日夜間急患診療所等導 入市町村数及び箇所数	県医療課調査	17 市1町 47 箇所 (R4)	17 市1町 47 箇所
	C202	二次救急医療機関数	県医療課調査	187 機関 (R4)	187 機関
	C203	救命救急センター数	県ホームページ	21 箇所 (R4)	21 箇所
	C204	救命救急センター充実段階 評価Sの割合	厚生労働省「救命救 急センターの評価結 果」	57.1% (R4)	57.1%
	C205	救急搬送人員に占める高 齢者搬送件数の割合	消防庁「救急救助の 現況」	58.1% (R3)	57.3%
	C301	救急医療情報システム利用 件数	県医療課調査	144,867 件 (R4)	229,480 件
	C302	電話照会受付件数	県医療課調査	2,461 件 (R4)	2,461 件以上
中間	B101	心肺機能停止傷病者全搬 送人員のうち、一般市民に より除細動が実施された 件数	消防庁「救急救助の 現況」	155 件 (R3)	186 件以上
	B102	重症以上傷病者の搬送件 数全体に占める現場滞在 時間が 30 分以上の割合	消防庁「救急搬送に おける医療機関の受 入れ状況等実態調査 の結果」	12.9% (R3)	8.1%以下
	B201	二次救急を担う医療機関 に対する病院群輪番制参 加医療機関の割合	県医療課調査	81.8% (R4)	80.0%以上
	B301	救急取扱い患者数におけ る軽症患者の割合	消防庁「救急救助の 現況」	43.9% (R3)	47.0%以下
最終	A101	心原性でかつ一般市民に より心肺機能停止の時点 が目撃された症例の 1 ヶ 月後社会復帰率	消防庁「救急救助の 現況」	8.2% (R3)	9.0%以上
	A102	心原性心肺機能停止傷病 者(一般市民が目撃した) のうち初期心電図波形が VF 又は無脈性 VT の一ヶ 月後社会復帰率	消防庁「救急救助の 現況」	19.7% (R3)	22.3%以上



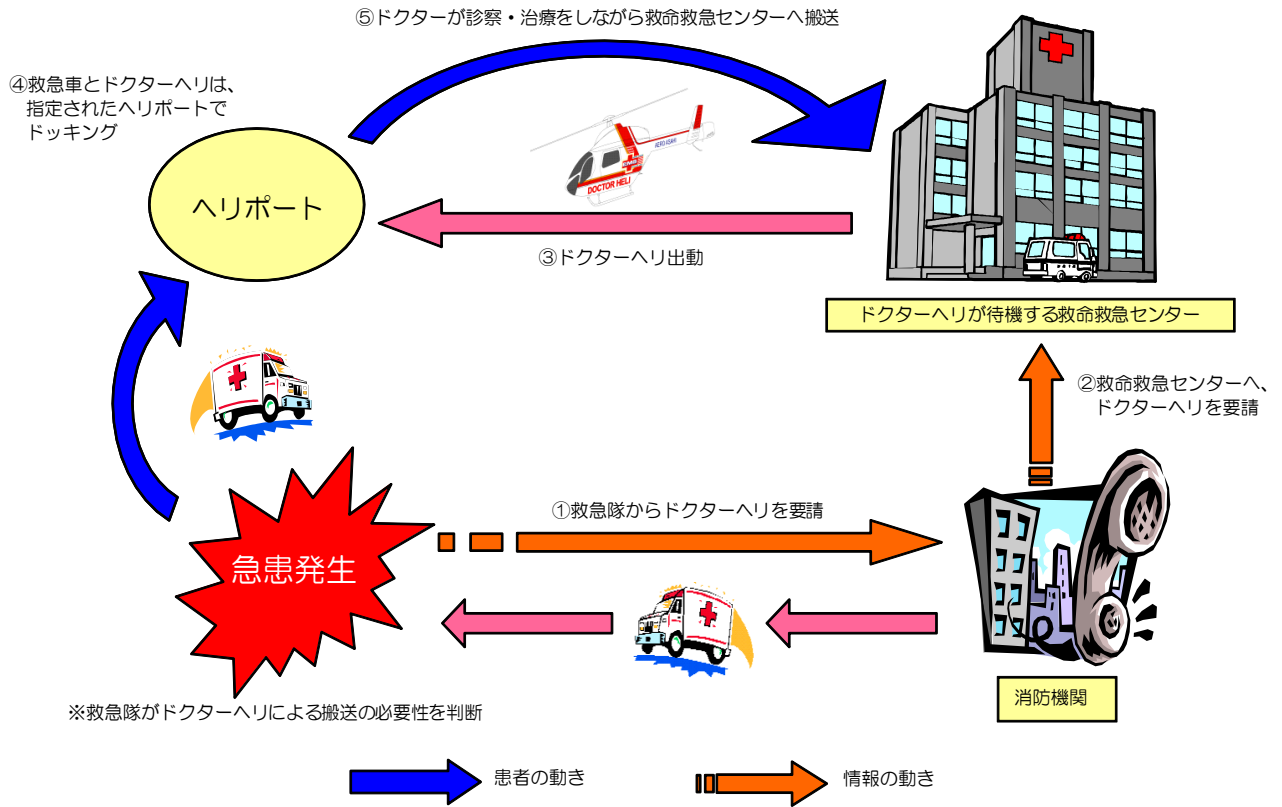
■救命救急センター設置状況（神奈川県が指定）

令和5年4月現在



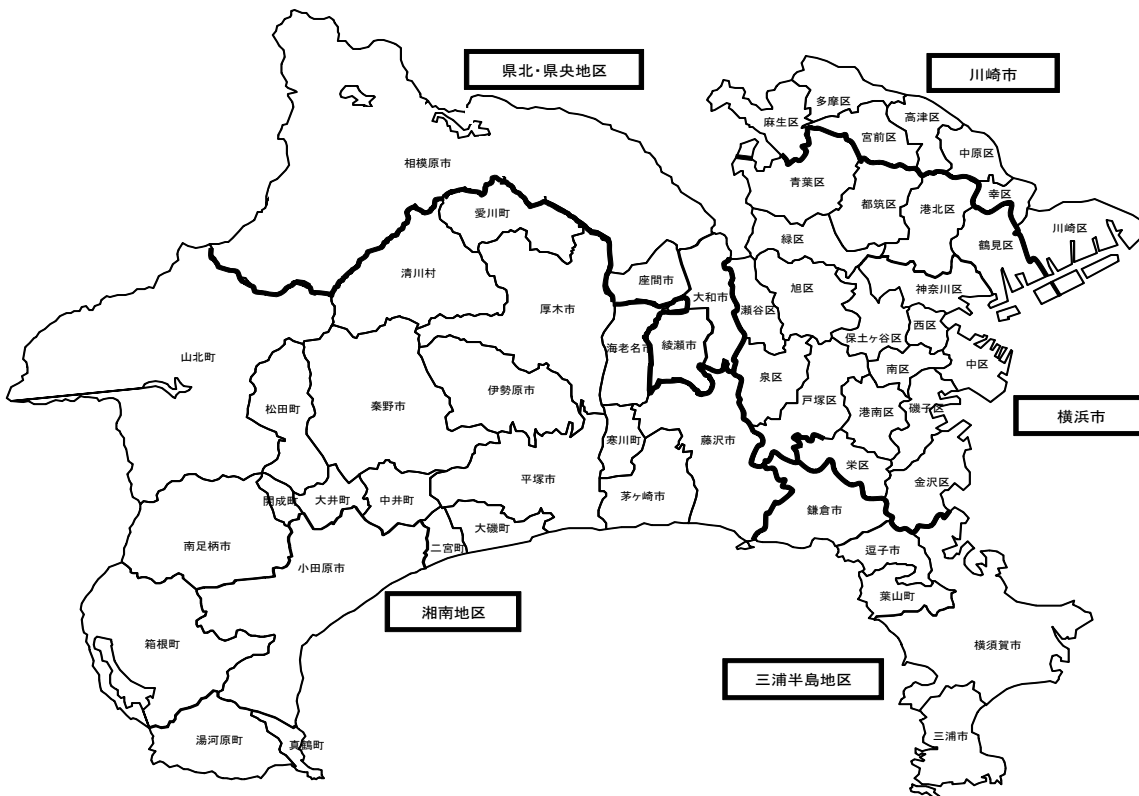
- ① 聖マリアンナ医科大学病院（川崎市宮前区）
- ② 国立病院機構横浜医療センター（横浜市戸塚区）
- ③ 北里大学病院（相模原市南区）
- ④ 東海大学医学部付属病院（伊勢原市）
- ⑤ 昭和大学藤が丘病院（横浜市青葉区）
- ⑥ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（横浜市旭区）
- ⑦ 横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜市南区）
- ⑧ 横須賀共済病院（横須賀市）
- ⑨ 日本医科大学武蔵小杉病院（川崎市中原区）
- ⑩ 川崎市立川崎病院（川崎市川崎区）
- ⑪ 藤沢市民病院（藤沢市）
- ⑫ 済生会横浜市東部病院（横浜市鶴見区）
- ⑬ 小田原市立病院（小田原市）
- ⑭ 横浜市立みなと赤十字病院（横浜市中区）
- ⑮ 横浜市立市民病院（横浜市神奈川区）
- ⑯ 横浜労災病院（横浜市港北区）
- ⑰ 横須賀市立うわまち病院（横須賀市）
- ⑱ 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）
- ⑲ 横浜南共済病院（横浜市金沢区）
- ⑳ 海老名総合病院（海老名市）
- ㉑ 平塚市民病院（平塚市）

ドクターヘリ運用の流れ



■ 地区メディカルコントロール協議会の区割り図

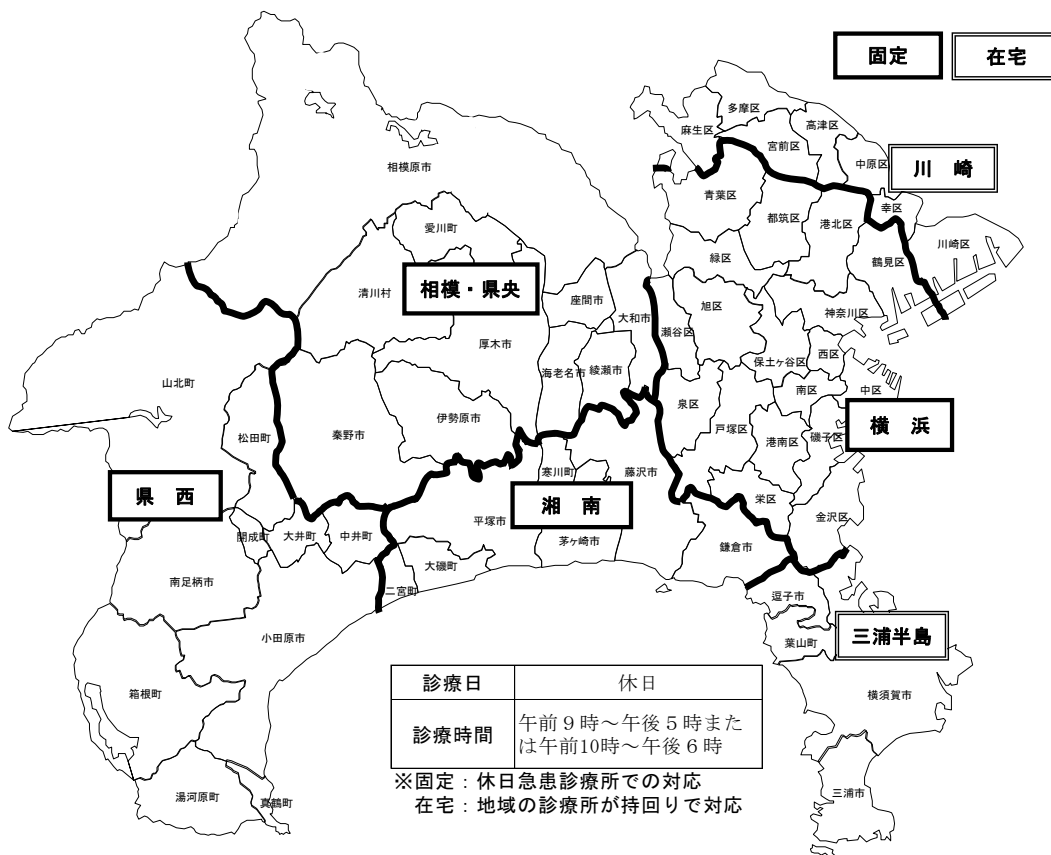
令和5年4月現在



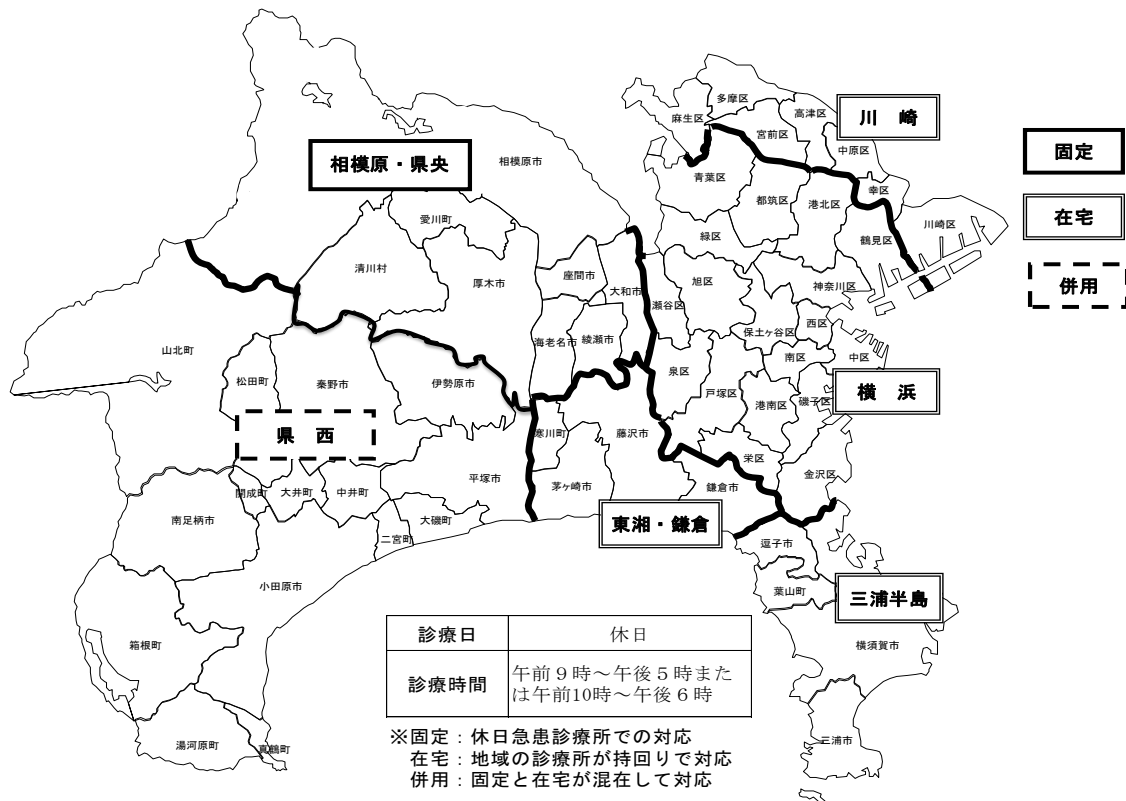
■耳鼻咽喉科救急・眼科救急医療システム体制図

令和5年4月現在

■耳鼻咽喉科救急システム体制図



■眼科救急医療システム体制図



第2節 精神科救急

1 現状・課題

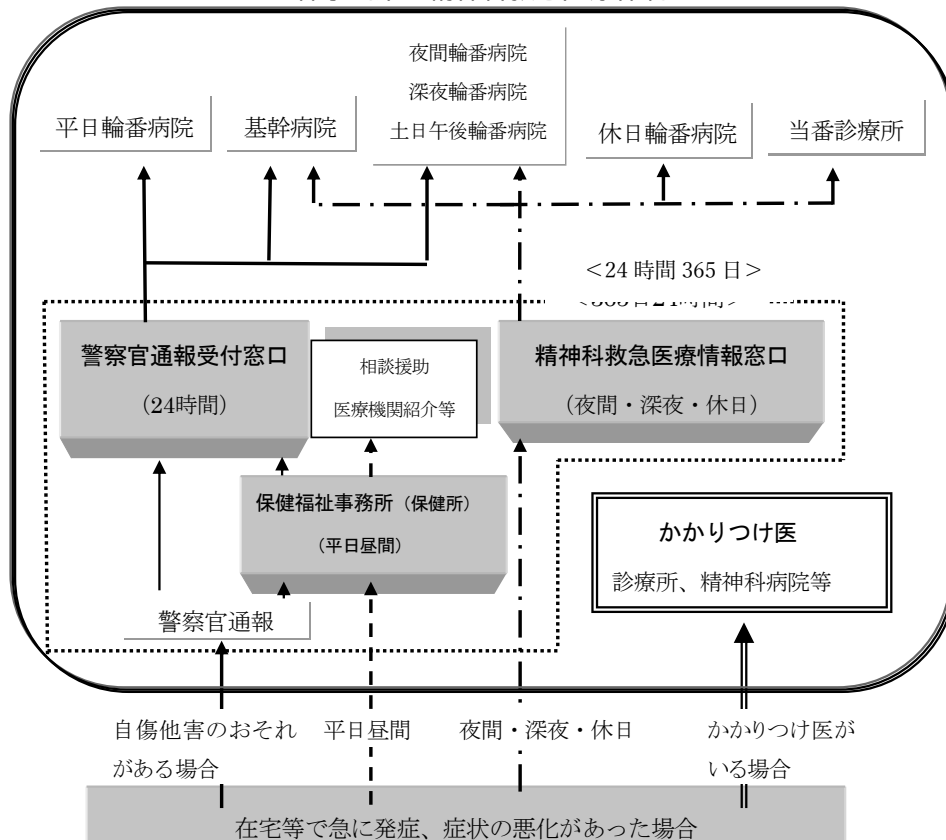
【現状】

- 精神科救急医療体制は、急な発症や症状の悪化により早急に適切な精神科医療が必要な場合に、本人や家族からの相談に対応し医療機関につなげるとともに、精神保健福祉法に基づく診察等を行うものです。
- 県と横浜市、川崎市及び相模原市が協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、精神科救急医療体制を整備しています。

【課題】

- 精神障がい者の人権を尊重し、症状に応じた適切な医療を、いつでも身近なところで安心して受けられるように、精神科救急医療体制のさらなる充実を図る必要があります。

神奈川県精神科救急医療体制



(1) 現状

ア 精神科救急医療体制

- 精神科救急医療体制は、平成19年10月から、初期救急（※1）、二次救急（※2）、三次救急（※3）について、24時間365日、医療機関が輪番で患者を受入れる体制を整備しています。
- 精神科救急医療に対応できる医療機関が偏在し、身近な地域での受入体制の確保が困難な地域もあることから、精神科救急医療圏を全県1圏域として受入体制を整

備しています。

○ 初期救急及び二次救急

- ・ 精神科救急医療相談窓口（開設時間：17：00～翌8：30）において、令和4年度は8,471件相談を受付け、そのうち初期救急として102件、二次救急として380件、医療機関へ紹介しました。（図表2-1-2-2）

○ 三次救急

- ・ 精神保健福祉法第22条から第27条の規定に基づく通報件数は、令和4年度は2,160件、そのうち措置診察の結果、874件が措置入院（※4）または緊急措置入院（※5）となりました。（図表2-1-2-3）
- ・ 措置入院患者の入院先の選定については、受入病院以外の2名の精神保健指定医で措置診察するよう国から配慮を求められており、令和元年度から段階的に、緊急措置入院患者の再診察等について、受入病院以外の2名の精神保健指定医による診察を試行し、令和5年7月に本格実施へと移行しました。

図表2-1-2-1 精神科救急医療体制参加医療機関数（令和5年4月現在）

基幹病院（※6）	7病院	平日輪番病院（※7）	37病院
休日輪番病院（※8）	44病院	夜間輪番病院（※9）	29病院
土日午後輪番病院（※10）	44病院	深夜輪番病院（※11）	9病院
身体合併症転院受入病院（※12）	3病院		

（出典）県がん・疾病対策課調べ

図表2-1-2-2 精神科救急医療体制 受付状況 ※平日昼間を除く

年度	受付総件数	
	初期・二次救急 ※	警察官通報等
平成30年	8,921	2,205
令和元年	8,928	2,188
令和2年	8,377	2,185
令和3年	9,009	2,185
令和4年	8,471	2,160

（出典）県がん・疾病対策課調べ

図表2-1-2-3 措置診察件数及び措置入院件数 ※緊急措置入院を含む

年度	措置診察件数	措置入院件数※
平成30年	1,272	991
令和元年	1,194	924
令和2年	1,277	998
令和3年	1,204	936
令和4年	1,071	874

（出典）県がん・疾病対策課調べ

イ 身体合併症・薬物等依存症患者の受入体制

- 精神科救急医療体制を利用して入院後、身体疾患の治療が必要になった場合、身体疾患の治療を行うため、平成 19 年度から身体合併症転院事業を実施し、受入体制を整備しています。
- また令和 2 年からは、精神疾患の症状が重く、かつ新型コロナウイルスに感染した方のために、「精神科コロナ重点医療機関」を設置しました。
- 薬物等の依存症に対する専門治療を行う医療機関を、依存症専門医療機関として、次の医療機関を選定しています。(図表 2-1-2-4)

また、依存症専門医療機関の中から、精神医療センター、北里大学病院の 2 医療機関を依存症治療拠点機関として選定し、依存症に関する専門的な相談支援、医療機関、自治体、自助団体等の関係機関、依存症の患者家族との連携推進や研修、普及啓発等を行っています。

図表 2-1-2-4 依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール	薬物	ギャンブル等
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市 中区	○	○	○
<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター</u>	横浜市 港南区	○	○	○
医療法人 誠心会 神奈川病院	横浜市 旭区	○	○	—
<u>学校法人北里研究所 北里大学病院</u>	相模原市 南区	○	○	○
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	横須賀市	○	—	○
医療法人財団 青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	—

※下線は依存症治療拠点機関

ウ 精神科救急医療体制で入院した患者の地域移行支援

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要です。
- 措置入院患者が退院後により良い地域生活を送るため、保健所と医療機関とが連携し、入院中から積極的に、患者の意思に基づいた退院後支援を実施しています。

(2) 課題

ア 精神科救急医療体制

- 初期救急及び二次救急
 - ・ 初期救急患者の受入に協力している医療機関が少なく、偏在していることから、できる限り身近な地域で受診できるようにしていくことが必要です。

- ・ 初期救急、二次救急ともに、受入病院までは家族等の付き添いにより患者の搬送を行うため、特に遠方からの搬送は家族等への大きな負担となっています。このことから、できる限り身近な地域で医療を受診できるようにしていくことが必要です。

○ 三次救急

- ・ 夜間から深夜にかけて、精神保健福祉法第 23 条の規定に基づく警察官の通報が複数件重なった場合、措置診察の実施が翌日まで持ち越されてしまうことがあり、迅速に受診できないケースも生じています。
- ・ 措置入院の運用については、より一層人権や安全に配慮することが必要です。

イ 身体合併症・薬物等依存症患者の受入体制

- 身体科治療、薬物依存症等の専門治療を行う医療機関が限られているため、受入れ先の調整が難航することがあります。このため、身体科や依存症専門医療機関等と精神科救急の連携体制を構築していく必要があります。
- 精神科病院における感染症患者への対応は全ての精神科病院で行えるわけではないことから、新型コロナウイルスを含む感染症への対応ができる医療機関の整備が必要です。

ウ 精神科救急医療体制で入院した患者の地域移行支援

- 患者が短期間のうちに措置入院を繰り返さず、少しでも長く地域で安定した生活を送るための体制づくりが必要です。

2 施策の方向性

<めざす方向（最終目標）>

精神科救急患者が、症状に応じた適切な医療を、いつでも身近なところで安心して受けられるような精神科救急医療体制を整備すること

<目標の達成に向けた施策の方向性>

- ◆精神科救急医療体制の充実
- ◆身体合併症・薬物等依存症患者の受入体制の充実
- ◆精神科救急医療体制で入院した患者の地域移行支援の充実

(1) 精神科救急医療体制

○ 初期救急及び二次救急

- ・ 初期救急において、患者が身近な地域で受診できるようにするため、受入医療機関の拡大に向けた取組を進めていきます。
- ・ 二次救急において、医療機関へ紹介しても、いずれの時間帯も一定数のキャンセルがあることから、適切に受診できていない患者がいます。患者を適切に医療へつなぐため、アクセスの向上に向けた輪番体制の見直しをしていきます。

○ 三次救急

- ・ 時間帯を問わず、できるだけ多くの患者が迅速に受診できるような体制に向けて検討を進めていきます。
- ・ 措置入院患者について、政令市、医療機関をはじめとした関係機関と密な連携をとり、より人権や安全に配慮した運用に向けて検討します。

(2) 身体合併症・薬物等依存症患者の受入体制

- 精神科救急体制において、身体合併症・薬物等依存症患者が早期治療を受けられるよう、オンライン診療等も活用しながら、精神科と身体科の連携に向けた取組を進めていきます。
- 新型コロナウイルスを含む感染症の対応について、精神科病院と身体科病院の地域間連携事例の共有などを通じて、地域連携を促進していきます。さらに、連携先の医療機関からコンサルテーションを受けながら治療できるような体制づくりを進めていきます。

(3) 精神科救急医療体制で入院した患者の地域移行支援

- 患者が短期間での措置入院を繰り返すことを少なくするため、今後も継続して患者の意思に基づいた退院後支援を実施していきます。
- 630 調査（※13）や地域ごとの福祉サービス情報などの多様なデータをもとに、地域移行を進めるための課題を把握し、よりきめ細やかな支援を検討していきます。

=====

■用語解説

※1 初期救急

外来診療のみで入院を要しない者に対応する精神科救急。

※2 二次救急

精神症状により自身を傷ついたり、他者に危害を及ぼすおそれはないが、入院が必要と判断される場合に対応する精神科救急。患者の同意による任意入院、家族等の同意による医療保護入院により入院の受入を行う。

※3 三次救急

精神保健福祉法の規定に基づき、精神症状により自身を傷ついたり、他者に危害を及ぼすおそれがある場合に対応する精神科救急。

※4 措置入院

精神症状による自傷他害のおそれがあると認められた者に対して、行政の権限により強制的に入院させる入院形態。

※5 緊急措置入院

通常の場合措置入院の手続きがとれず、しかも急速を要する場合、72 時間に限って入院措置を採ることができる入院形態。

※6 基幹病院

休日・夜間・深夜の二次・三次救急の受入を行う病院。

※7 平日輪番病院

輪番で平日昼間の三次救急の受入を行う精神科病院等。

※8 休日輪番病院

輪番で休日昼間の初期・二次・三次救急の受入を行う精神科病院。

※9 夜間輪番病院

輪番で夜間の初期・二次・三次救急の受入を行う精神科病院。

※10 土日午後輪番病院

輪番で土日の 14 時から 20 時に初期・二次・三次救急の受入を行う精神科病院。

※11 深夜輪番病院

輪番で深夜の初期・二次・三次救急の受入を行う精神科病院。

※12 身体合併症転院受入病院

精神科病院から身体合併症患者の転院を受入れる専用病床を持つ病院。

※13 630 調査

厚生労働省が精神保健福祉施策推進のための資料として、毎年 6 月 30 日時点の精神科病院等を利用する患者の実態を把握する調査。

=====

3 ロジックモデル

※達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」は次のとおりです。



4 指標一覧

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和 11 年度)
初期	C101	保健所保健福祉サービス調整推進会議の開催回数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.89 回 (R2)	0.89 回 (R9)
	C102	都道府県及び市町村における精神保健福祉の相談支援に専従している職員数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働省, 地域保健・健康増進事業報告及び衛生行政報告例	2.20 人 (R3)	2.42 人 (R9)
	C103	心のサポーター養成研修の実施回数	県独自調査	36 回 (R5)	126 回 (R11)
	C104	認知症サポート医養成研修修了者数	県独自調査	5.72 人(累計) (R4)	7.65 人(累計) (R11)
	C201	救急患者精神科継続支援料を算定した医療機関数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.01 機関 (R2)	0.03 機関 (R8)
	C202	精神科救急医療機関数(病院群輪番型、常時対応型、外来対応施設及び身体合併症対応施設) (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, 全国精神科救急医療マップ	0.62 機関 (R4)	0.63 機関 (R8)
	C203	救急救命入院料精神疾患診断治療初回加算を算定した医療機関数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.22 機関 (R2)	0.25 機関 (R8)
	C204	精神科救急急性期医療入院料を算定した医療機関数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.08 機関 (R2)	0.09 機関 (R8)
	C205	在宅精神療法又は精神科在宅患者支援管理料を算定した医療機関数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	6.79 機関 (R2)	7.78 施設 (R8)
	C206	精神科訪問看護・指導料を算定している又は精神科訪問看護基本療養費の届出を行っている施設数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	3.02 施設 (R2)	4.55 施設 (R8)
	C301	各疾患、領域【統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患(知的障害、発達障害含む)、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症、PTSD、摂食障害、てんかん】それぞれについて、入院診療を行っている精神病床を持つ医療機関数 (人口 10 万人当たり)	厚生労働省, NDB オープンデータ	統合失調症 0.76 機関 うつ・躁うつ病 0.76 機関 認知症 0.74 機関 知的障害 0.62 機関 発達障害 0.66 機関 アルコール依存症 0.71 機関 薬物依存症 0.39 機関 ギャンブル等依存症 0.03 機関 PTSD 0.21 機関 摂食障害	統合失調症 0.76 機関 うつ・躁うつ病 0.76 機関 認知症 0.76 機関 知的障害 0.68 機関 発達障害 0.68 機関 アルコール依存症 0.75 機関 薬物依存症 0.49 機関 ギャンブル等依存症 0.05 機関 PTSD 0.29 機関 摂食障害

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和11年度)
				0.49 機関 てんかん 0.76 機関 (R2)	0.59 機関 てんかん 0.76 機関 (R8)
	C302	各疾患、領域【統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患(知的障害、発達障害含む)、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症、PTSD、摂食障害、てんかん】それぞれについて、外来診療を行っている医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働省, NDB オープンデータ	統合失調症 6.47 機関 うつ・躁うつ病 6.50 機関 認知症 5.15 機関 知的障害 3.87 機関 発達障害 5.29 機関 アルコール依存症 4.43 機関 薬物依存症 1.76 機関 ギャンブル等依存症 0.28 機関 PTSD 2.27 機関 摂食障害 3.47 機関 てんかん 6.02 機関 (R2)	統合失調症 7.40 機関 うつ・躁うつ病 7.40 機関 認知症 5.62 機関 知的障害 5.24 機関 発達障害 6.65 機関 アルコール依存症 5.20 機関 薬物依存症 1.98 機関 ギャンブル等依存症 0.40 機関 PTSD 3.17 機関 摂食障害 3.96 機関 てんかん 6.85 機関 (R8)
	C303	精神科救急、合併症入院料又は精神科身体合併症管理加算を算定した医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.51 施設 (R2)	0.58 施設 (R8)
	C304	精神科リエゾンチーム加算を算定した医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.17 機関 (R2)	0.27 機関 (R8)
	C305	閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法を実施した医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.17 機関 (R2)	0.20 機関 (R8)
	C306	認知療法・認知行動療法を算定した医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.12 機関 (R2)	0.18 機関 (R8)
	C307	認知症ケア加算を算定した医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	2.01 機関 (R2)	3.44 機関 (R8)
	C308	児童・思春期精神科入院医療管理料を算定した医療機関数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.05 機関 (R2)	0.08 機関 (R8)
	C401	てんかん支援拠点病院数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.01 機関 (R2)	0.01 機関 (R11)
	C402	依存症専門医療機関の数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.07 機関 (R2)	0.11 機関 (R11)
	C403	摂食障害支援拠点病院数 (人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.00 機関 (R2)	0.01 機関 (R11)
	C404	指定通院医療機関数 (人口10万人当たり)	厚生労働省, 「指定通院医療機関の指定状況」	0.36 機関 (R4)	0.43 機関 (R10)

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和11年度)
	C405	高次脳機能障害支援拠点機関数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	0.01 機関 (R2)	0.01 機関 (R11)
中間	B101	保健所保健福祉サービス調整推進会議の参加機関・団体数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	8.46 機関・団体 (R2)	8.49 機関・団体 (R9)
	B102	都道府県及び市町村における精神保健福祉の相談支援の実施件数(人口10万人当たり)	厚生労働省, 地域保健・健康増進事業報告	1,192.18 件 (R3)	1,316.13 件 (R9)
	B103	心のサポーター養成研修の修了者数(人口10万人当たり)	県独自調査	21.77 人 (R5)	548.37 人 (R11)
	B104	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の修了者数(人口10万人当たり)	県独自調査	42.60 人 (R4)	61.23 人 (R11)
	B105	かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数	県独自調査	51.69 人 (累計)(R4)	63.35 人 (累計)(R11)
	B201	精神科救急医療体制整備事業における入院件数(人口10万人当たり)	神奈川県精神科救急ハード・ソフト月報 厚生労働行政推進調査事業研究班, 全国精神科救急医療マップ	14.19 件 ・措置入院 10.15 件 ・医療保護入院 3.93 件 (R3)	14.19 件 ・措置入院 10.19 件 ・医療保護入院 3.81 件 (R9)
	B202	精神科救急医療体制整備事業における受診件数(人口10万人当たり)	神奈川県精神科救急ハード・ソフト月報 厚生労働行政推進調査事業研究班, 全国精神科救急医療マップ	17.67 件 (R3)	17.98 件 (R9)
	B203	救命救急入院料精神疾患診断治療初回加算を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	8.38 人 (R2)	9.65 人 (R8)
	B204	在宅精神療法又は精神科在宅患者支援管理料を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	5,026.18 人 (R2)	5,756.47 人 (R8)
	B205	精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護指示料を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	78.31 人 (R2)	112.81 人 (R8)
	B206	精神科救急における通報から診察までの搬送時間	神奈川県警察官通報の状況について	6時間 18 分 (R3)	6時間0分 (R9)
	B301	各疾患、領域【統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患(知的障害、発達障害含む)、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症、PTSD、摂食障害、てんかん】それぞれについての入院患者数(人口10万人当たり)	厚生労働省, NDBオープンデータ	統合失調症 169.04 人 うつ・躁うつ病 103.82 人 認知症 57.90 人 知的障害 6.00 人 発達障害 8.33 人 アルコール依存症 14.27 人	統合失調症 169.68 人 うつ・躁うつ病 107.64 人 認知症 65.05 人 知的障害 8.02 人 発達障害 12.54 人 アルコール依存症 16.47 人

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和11年度)
				薬物依存症 1.84人 ギャンブル等依 存症 0.45人 PTSD 0.48人 摂食障害 3.88人 てんかん 42.64人 (R2)	薬物依存症 2.13人 ギャンブル等依 存症 0.75人 PTSD 0.61人 摂食障害 4.96人 てんかん 42.70人 (R8)
	B302	各疾患、領域【統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患(知的障害、発達障害含む)、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症、PTSD、摂食障害、てんかん】それぞれについての外来患者数(人口10万人当たり)	厚生労働省, NDB オープンデータ	統合失調症 1,300.06人 うつ・躁うつ病 2,769.80人 認知症 238.68人 知的障害 109.14人 発達障害 519.14人 アルコール依存 症 79.46人 薬物依存症 10.49人 ギャンブル等依 存症 4.08人 PTSD 11.61人 摂食障害 23.16人 てんかん 372.64人 (R2)	統合失調症 1,530.17人 うつ・躁うつ病 3,327.82人 認知症 498.50人 知的障害 161.45人 発達障害 790.23人 アルコール依存 症 102.22人 薬物依存症 14.03人 ギャンブル等依 存症 7.19人 PTSD 18.81人 摂食障害 27.18人 てんかん 436.60人 (R8)
	B303	精神科救急・合併症入院料又は精神科身体合併症管理加算を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, ReMHRAD	17.46人 (R2)	20.17人 (R8)
	B304	精神疾患診療体制加算又は精神科疾患患者等受入加算を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, ReMHRAD	4.56人 (R2)	8.70人 (R8)
	B305	精神科リエゾンチーム加算を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, ReMHRAD	28.48人 (R2)	39.21人 (R8)
	B306	閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法を実施した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, ReMHRAD	5.09人 (R2)	6.20人 (R8)
	B307	認知療法・認知行動療法を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, ReMHRAD	1.47人 (R2)	3.26人 (R8)
	B308	隔離指示件数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, 630調査	6.34件 (R4)	8.47件(注) (R10)
	B309	身体的拘束指示件数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進 調査事業研究班, 630調査	9.77件 (R4)	7.71件 (R10)

種別	コード	指標名	出典	計画策定時の値 (データの年度)	目標値 (令和11年度)
	B310	児童・思春期精神科入院医療管理料を算定した患者数(人口10万人当たり)	厚生労働行政推進調査事業研究班, ReMHRAD	4.15人(R2)	5.80人(R11)
	B311	統合失調症患者における治療抵抗性統合失調症治療薬の使用率	厚生労働省, NDBオープンデータ	0.50%(R2)	0.83%(R11)
	B403	てんかん支援拠点病院における紹介患者数及び逆紹介患者数及び逆紹介患者数(人口10万人当たり)	県独自調査	紹介4.43人 逆紹介2.24人(R4)	紹介4.69人 逆紹介2.83人(R11)
	B404	依存症専門医療機関における紹介患者数及び逆紹介患者数(人口10万人当たり)	県独自調査	紹介28.46人 逆紹介11.62人(R4)	紹介39.85人 逆紹介16.38人(R11)
	B405	摂食障害支援拠点病院における紹介患者数及び逆紹介患者数(人口10万人当たり)	県独自調査	拠点病院なし	紹介4.39人 逆紹介1.73人(R11)
最終	A101	精神病床における入院後3,6,12ヶ月時点の退院率	厚生労働行政推進調査事業研究班, 630調査	3ヶ月:60.1% 6ヶ月:80.2% 12ヶ月:89.4%(R4)	3ヶ月:68.9% 6ヶ月:84.5% 12ヶ月:91.0%(R7) ※R8年度での中間見直し後にR11年時点の目標値を策定
	A102	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(地域平均生活日数)	厚生労働省, NDBオープンデータ	327.3日(R2)	331.5日(R9)
	A103	精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数(65歳以上・65歳未満別)	厚生労働行政推進調査事業研究班, 630調査	急性期 65歳未満 1,663人 65歳以上 1,266人 回復期 65歳未満 864人 65歳以上 1,284人 慢性期 65歳未満 2,883人 65歳以上 3,710人(R4)	急性期 65歳未満 1,688人 65歳以上 1,283人 回復期 65歳未満 968人 65歳以上 1,439人 慢性期 65歳未満 2,735人 65歳以上 3,362人(R7) ※R8年度での中間見直し後にR11年時点の目標値を策定
	A104	精神病床における新規入院患者の平均在院日数	厚生労働省, 病院報告	246.0日(R4)	228.3日(R11)

(注) 「隔離指示件数」の目標値が計画策定時より増加している理由

精神保健福祉法においては、一定の条件のもとに入院患者に隔離や身体的拘束といった行動制限を行うことができるとされている中、本県の現状は、より制限の程度が強い身体的拘束の件数が、隔離の件数を上回っている状況にある。

このため、本計画においては、より制限の程度が強い身体的拘束の減少を目標としたが、行動制限を要する状況は一定数発生することが見込まれ、各医療機関の取組により身体的拘束が減少する一方で、隔離は増加する状況が考えられることから、計画策定時を上回る件数を目標値とした。